

議案第15号

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案

大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する<u>児童発達支援</u>（治療に係るものを除く。以下「児童発達支援」という。）、<u>同条第5項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>同条第6項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>[(3)～(5) 略]</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 センターは、前条に規定する事業を行うため、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 児童福祉法第43条に規定する<u>児童発達支援センター</u>（以下「<u>児童発達支援センター</u>」という。）</p> <p>(使用資格)</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1) 同左]</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する<u>児童発達支援</u>（以下「児童発達支援」という。）、<u>同条第6項</u>に規定する保育所等訪問支援（以下「保育所等訪問支援」という。）及び<u>同条第7項</u>に規定する障害児相談支援（以下「障害児相談支援」という。）</p> <p>[(3)～(5) 同左]</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) 児童福祉法第43条第1号に規定する<u>福祉型児童発達支援センター</u>（以下「<u>福祉型児童発達支援センター</u>」という。）</p> <p>(使用資格)</p>

第6条 [略]

2 児童発達支援センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

[(1)~(4) 略]

(準用)

第10条 [略]

2 前3条の規定は、児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 市長は、指定管理者に障害者支援施設の使用（介護給付費等受給者に係るものに限る。以下本条において同じ。）及び児童発達支援センターの使用（第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者に係るものに限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は第6条第2項第1号、第3号若しくは

第6条 [同左]

2 福祉型児童発達支援センターを使用することができる者は、次に掲げる者とする。

[(1)~(4) 同左]

(準用)

第10条 [同左]

2 前3条の規定は、福祉型児童発達支援センターの使用について準用する。この場合において、第7条中「前条第1項第1号に掲げる者（以下「介護給付費等受給者」という。）」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、「ときは」とあるのは「ときは、通所給付決定を受けた者又は同項第3号若しくは第4号に掲げる者は」と、第8条中「介護給付費等受給者」とあるのは「第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者」と、前条第2号中「前条各号」とあるのは「第10条第2項の規定により準用する前条各号」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 市長は、指定管理者に障害者支援施設の使用（介護給付費等受給者に係るものに限る。以下本条において同じ。）及び福祉型児童発達支援センターの使用（第6条第2項第1号、第3号又は第4号に掲げる者に係るものに限る。）に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は第6条第2項第1号、第3号若しくは

<p>第4号に掲げる者が施設を使用しようとするときは、障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は<u>児童発達支援センター</u>の使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>[3・4 略]</p>	<p>第4号に掲げる者が施設を使用しようとするときは、障害者支援施設の使用の許可を受けた者又は<u>福祉型児童発達支援センター</u>の使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>[3・4 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。